

静岡県告示第322号

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第104条第1項又は第2項</u>の博士の学位を有する者</p> <p>イ 学校教育法<u>第104条第1項</u>の修士の学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が1年以上のもの</p> <p>ウ 学校教育法第104条第1項の学士の学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が3年以上のもの</p> <p>エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が5年以上のもの</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第104条第3項又は第4項</u>の博士の学位を有する者</p> <p>イ 学校教育法<u>第104条第3項</u>の修士の学位又は<u>文部科学大臣の定める学位</u>を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が1年以上のもの</p> <p>ウ 学校教育法第104条第1項の学士の学位又は<u>同条第2項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位</u>を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が3年以上のもの</p> <p>エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学、<u>同条第4項の専門職短期大学</u>若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は<u>同法第83条の2第1項の専門職大学の前期課程</u>若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が5年以上のもの</p>

オ (略)

様式第1号 (略)

指定都市内における地域産業立地事業
費補助金交付申請書

(略)

所在地
名称
代表者 氏 名 印

(略)

1・2 (略)

様式第5号 (略)

指定都市内における地域産業立地事業
計画変更承認申請書

(略)

所在地
名称
代表者 氏 名 印

(略)

1・2 (略)

の

オ (略)

様式第1号 (略)

指定都市内における地域産業立地事業
費補助金交付申請書

(略)

所在地
名称
代表者 氏 名
電話番号

(略)

1・2 (略)

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号 (略)

指定都市内における地域産業立地事業
計画変更承認申請書

(略)

所在地
名称
代表者 氏 名
電話番号

(略)

1・2 (略)

(注) 以下の項目についても記載すること。

様式第6号 (略)

実績報告書
(略)

所在地
名称
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号に
より補助金の交付の決定を受けた指定都市内
における地域産業立地事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

様式第9号 (略)

請求書
(略)

所在地
名称
代表者 氏 名 印
口座振替先金融機関名
口座種別 No.

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号 (略)

実績報告書
(略)

所在地
名称
代表者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号に
より補助金の交付の決定を受けた指定都市内
における地域産業立地事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載するこ
と。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号 (略)

請求書
(略)

所在地
名称
代表者 氏 名

(注) 以下の項目についても記載するこ
と。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。